

「金融資産の高齢化」

経済学部准教授 秋吉史夫

近年日本人の平均寿命は伸び続け、「人生100年時代」の到来が現実のものになりつつある。また同時に進行している少子化により、日本は急速な高齢化に直面している。2017年における日本の人口の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は27.7%であるが、2065年には38.4%となり、2.6人に1人は65歳以上となることが予測されている（内閣府「平成30年版高齢社会白書」）。

人口の高齢化にともない高齢者が保有する金融資産も増大することが予測されている。みずほ総合研究所の試算（2018年1月31日付リポート「高齢社会と金融」）によれば、2035年には70歳以上の高齢者による金融資産の保有は全体の約4割に達するとされている。このような高齢者による金融資産保有の増大現象は「金融資産の高齢化」と呼ばれ、それへの対応が重要な政策課題となってきた（金融庁「平成29年事務年度金融行政方針」）。

日本で「金融資産の高齢化」が進む背景には、高齢者による貯蓄取り崩しが経済学の標準的な理論であるライフサイクル仮説（人々は、退職前は老後に備えて所得の一部を貯蓄に回し、退職後は貯蓄を取り崩して生活する）が想定するペースよりもゆっくりであることがある。その原因として、①遺産動機（高齢者が子孫に遺産を遺したいと考えるために貯蓄の取り崩しを控える）、②予備的貯蓄動機（高齢者が生活における不測の支出に備えるために貯蓄の取り崩しを控える）という2つの動機の存在が指摘されている。比嘉一仁「我が国の高齢者世帯の貯蓄取崩し行動」（『Economic & social research』21号）は、この問題に関する最新の研究の一つであるMurata(2018)の研究結果「日本の高齢者の貯蓄取り崩しについては、遺産動機の方が重要である」について詳細な解説を行っている。

駒村康平・渡辺久里子「75才以上高齢者の金融資産残高と資産選択について—資産の高齢化への対応—」（『統計』2018年8月号）は、急速に進む「金融資産の高齢化」にともなって発生する様々な問題について論じている。その一つとして、「金融資産の管理・運用能力は50代前半がピークであり、その後は低下していく」という米国の研究結果（Agarwal et al., 2009）を紹介し、高齢者の認知能力の低下が金融資産の管理・運用能力に与える影響を指摘している。確かに、このような加齢にともなう金融資産の管理・運用能力の低下は、高齢者に予期せぬ大きな損失をもたらす可能性がある。高齢投資家の保護は、「金融資産の高齢化」時代において対処すべき重要な問題になると考えられる。

高齢者の金融資産の管理・運用能力の低下という問題について、三宅恒治「超高齢社会における金融のあり方」（『地銀協月報』2018年6月号）は、2つの対応策を提案している。1

つ目は、高齢者が年齢とともに金融資産の運用・管理能力が低下するのに合わせて自動的にリスクの低い運用にシフトできるような仕組みをもった金融商品（ターゲットデートファンドやファンドラップなど）の利用である。2つ目は、高齢者の金融資産を金融機関が預かり元本保証で運用する信託商品の利用である。高齢者本人に代わって金融機関が金融資産を管理することによって、高齢者の認知能力低下によって生じる様々なトラブル（資金の使い過ぎ、詐欺被害など）を防止することが可能になる。また信託商品は資産承継や相続を円滑に進める機能も有しており、高齢者の子孫に遺産を遺したいというニーズにも応えることができるとしている。

「金融資産の高齢化」への対応は日本にとって重要な政策課題であるにも関わらず、その研究は始まったばかりである。医学と連携して高齢者の投資行動を研究する「ファイナンシャル・ジェロントロジー（Financial Gerontology: 金融老年学）の今後の進展に期待したい。